

議案第50号

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の
一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2022年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、民法の改正により成年年齢が引き下がることに伴い、団体登録の代表者の年齢要件を改めるため、及び体育館及び校庭の利用登録の承認を別に定める利用登録承認書で行うため、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正するものです。

別紙のとおり、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則を一部改正したい。
なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

民法の改正により成年年齢が引き下がることに伴い、団体登録の代表者の年齢要件を改めるため、及び体育館及び校庭の利用登録の承認を別に定める利用登録承認書で行うため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) 団体登録の代表者の年齢を「20歳以上」から「18歳以上」に改めます。(第7条関係)
- (2) 体育館及び校庭の利用登録の承認について、利用登録証に代えて利用登録承認書を交付するよう改めます。(第7条及び第2号様式関係)
- (3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和4年4月1日から施行します。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年10月町田市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(利用登録)</p> <p>第7条 条例第7条第1号に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する<u>18歳</u>以上の者であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書（第1号様式）を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、利用登録を承認したときは、<u>体育館及び校庭の利用登録にあつては別に定める利用登録承認書を、特別教室の利用登録にあつては町田市学校開放施設利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）</u>を申請者に交付するものとする。</p> <p>5 前項の規定により利用登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、<u>前項の利用登録承認書又は利用登録証を次条第1項に規定する申請をするときに提示しなければならない。</u></p> <p>6・7 略</p>	<p>(利用登録)</p> <p>第7条 条例第7条第1号に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>(1) 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する<u>20歳</u>以上の者であること。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 利用登録を受けようとする団体は、町田市学校開放施設利用登録申請書（第1号様式。<u>以下「登録申請書」という。）</u>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>4 教育委員会は、利用登録を承認したときは、町田市学校開放施設利用登録証（第2号様式。以下「利用登録証」という。）を申請者に交付するものとする。</p> <p>5 前項の規定により利用登録を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、利用登録証を<u>第8条第1項に規定する申請をするときに提示しなければならない。</u></p> <p>6・7 略</p>

第2号様式中

「使用施設 校庭 ・ 体育館 ・ 特別教室

団体名

代表者氏名

「
使用施設
を 団体名 に改める。
代表者氏名
活動内容
」

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第2号様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正後）

第2号様式（第7条関係）

（表）

第	号
町田市学校開放施設利用登録証	
使用施設	
団体名	
代表者氏名	
活動内容	
※有効期間	
登録の日から	年 月 日
	町田市教育委員会
	印

（裏）

遵守事項
(1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
(2) 利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。
(3) 利用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。
(4) 附属設備は、利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。
(5) 利用後は、清掃を行うこと。
(6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。
(7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
(8) その他管理者の指示に従うこと。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則新旧対照表（改正前）

第2号様式（第7条関係）

（表）

第	号
町田市学校開放施設利用登録証	
使用施設	<u>校庭</u> ・ <u>体育館</u> ・ <u>特別教室</u>
団体名	_____
代表者氏名	_____
活動内容	_____
※有効期間	
登録の日から	年 月 日
	町田市教育委員会 印

（裏）

遵守事項
(1) 利用の承認を受けた目的以外に利用しないこと。
(2) 利用の承認を受けた施設以外に立ち入らないこと。
(3) 利用時間（準備及び後片付けに要する時間を含む。）を厳守すること。
(4) 附属設備は、利用を認められたもののみ利用し、利用後は必ず所定の位置に戻すこと。
(5) 利用後は、清掃を行うこと。
(6) 喫煙及び飲酒を行わないこと。
(7) 火気を使用しないこと。ただし、指定された場所で、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。
(8) その他管理者の指示に従うこと。